

(令和 8. 4. 1)

令和 8 年度福岡高等裁判所 裁判事務の分配、裁判官の配置、代理順序 及び開廷日割

第 1 事務分配

1 本庁と支部との事務分配

- (1) 本庁は、福岡高等裁判所の権限に属する (2) 以外の事件を取り扱う。
- (2) 宮崎支部及び那覇支部は、それぞれ次に掲げる裁判所の管轄区域における福岡高等裁判所の権限に属する事項のうち、裁判所法第 16 条第 3 号及び第 4 号に掲げるものを除く事項に関する事件（最高裁判所から差戻しを受けた事件を除く。）を取り扱う。ただし、那覇支部の法廷等の秩序維持に関する法律違反の異議申立事件、裁判官に対する除斥、忌避申立事件及び刑事訴訟法第 428 条の異議申立事件は、本庁において取り扱う。

ア 宮崎支部

鹿児島地方裁判所及びその支部

宮崎地方裁判所及びその支部

大分地方裁判所佐伯支部

鹿児島家庭裁判所及びその支部

宮崎家庭裁判所及びその支部

大分家庭裁判所佐伯支部

鹿児島及び宮崎各地方裁判所管内の各簡易裁判所

佐伯簡易裁判所

イ 那覇支部

那覇地方裁判所及びその支部

那覇家庭裁判所及びその支部

那覇地方裁判所管内の各簡易裁判所

2 本庁の事務分配

(1) ア 次に掲げる事件は、各種類ごとに、その受付の順序に従って第1ないし第5民事部に平等に分配する。

(ア) 民事上告事件

(イ) 労働関係の民事控訴事件

(ウ) (イ)を除く民事控訴事件

(エ) 労働関係の行政控訴事件

(オ) (エ)を除く行政控訴事件

(カ) 行政訴訟事件

(キ) 行政事件の抗告事件

(ク) 民事執行法による強制執行停止事件

(ケ) 家事事件手続法による審判前の保全処分事件

(コ) その他民事に関する事件（後記イ、エの事件を除く。）

イ 次に掲げる事件は、各種類ごとに、その受付の順序に従って第1ないし第4民事部に各6分の1を、第5民事部に6分の2をそれぞれに分配する。

(ア) 遺産の分割に関する抗告事件

(イ) 親権行使者指定事件の審判のうち緊急に処理する必要があることが記録上明らかな抗告事件

(ウ) 前記アの(キ)並びにイの(ア)及び(イ)を除く抗告事件

ウ ア、イの定めにかかわらず、

(ア) 控訴審とする保全処分事件で、本案の係属しているものについては、その部に分配する。

(イ) 本案事件記録が原審から送付される前に民事執行法による強制執

行停止事件が係属したときは、本案事件は、強制執行停止事件の分配を受けた部に分配する。この場合において、本案事件の分配を受けた部は、直近に分配を受けるべき民事控訴事件の分配を受けたものとみなす。

(ウ) 本案事件記録が原審から送付される前に家事事件手続法による審判前の保全処分事件が係属したときは、本案事件は、審判前の保全処分事件の分配を受けた部に分配する。この場合において、本案事件の分配を受けた部は、直近に分配を受けるべき抗告事件の分配を受けたものとみなす。

(エ) 記録の重量が15キログラム以上の事件は、別個に、その受付の順序に従って平等に分配する。ただし、当該事件の記録の重量が50キログラム以上であるときは、分配上2件として計算する。

なお、重量を計るに当たっては、原審から送付されてきた記録全部を計るものとする。

(オ) 人身保護に関する事件及び法廷等の秩序維持に関する事件は、前記アの(コ)の「その他民事に関する事件」に含まれるものとする。

エ 民事上告提起、特別上告提起、特別抗告提起、上告受理申立て及び許可抗告申立ての各事件は、当該事件の原裁判をした部に分配する。

オ ある部に分配された事件が特別繁雑であるとき、その他特別の事由があるときは、民事部各部の協議により、その事件を担当すべき部を定める。この場合、併せて、その事件を担当する部に対し、新件の分配を停止する等適宜の処置を執ることができる。上記各部間で協議が整わないときは、本庁在勤の常置委員の議によってその担当すべき部を定め、併せて、必要な適宜の処置を執るものとする。

(2) ア 刑事控訴事件（後記イの事件を除く。）は、記録の重量に従って、2.5キログラム未満、2.5キログラム以上5キログラム未満、5キログ

ラム以上15キログラム未満、15キログラム以上25キログラム未満及び25キログラム以上の五つに区分し、さらに、2.5キログラム未満、2.5キログラム以上5キログラム未満及び5キログラム以上15キログラム未満のものについては、否認事件（原判決書に「補足説明」等の表題が特に付されて量刑以外の判断が示されたもの）と、それ以外の事件に区分し、各区分ごとに、受付の順序に従って第1ないし第3刑事部に平等に分配する。

イ 裁判員裁判に対する刑事控訴事件は、第5分類を除く記録の重量に従って、5キログラム未満及び5キログラム以上の二つに区分し、各区分ごとに、受付の順序に従って第1ないし第3刑事部に平等に分配する。

ただし、重量が15キログラム以上25キログラム未満のものは分配上2件として、25キログラム以上のものは分配上3件として計算する。

ウ 刑事抗告事件は、少年法及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく抗告事件（少年法に基づく抗告事件については抗告受理申立事件を含む。）、勾留又は保釈に関する裁判（接見等禁止に関する裁判を含む。）に対する抗告事件、それ以外の抗告事件（法廷等の秩序維持に関する法律に基づく抗告事件及び後記（4）のオの事件を含む。）の三つに区分し、各区分ごとに、別に定めるもののほか、原裁判所からの抗告申立て（少年法に基づく抗告受理申立てを含む。）の連絡の順序に従って第1ないし第3刑事部に平等に分配する。

エ 前記ウの定めにかかわらず、少年法に基づく抗告受理の申立てについて抗告受理の決定をしたときは、その決定をした部に抗告事件を分配し、同一の少年について抗告と抗告受理の申立てがあったときは、先に分配した部に、後に申立ての連絡を受けた事件を分配する。この場合においては、全体を少年法に基づく抗告事件1件として取り扱う。

オ その他刑事に関する事件は、基本事件を有する事件については、基本事件の係属する部又は終局した部に分配し、それ以外の事件（後記（４）のＡないしエ及び（７）の事件を含む。）については、別に定めるもののほか、各種類ごとに、受付の順序に従って第１ないし第３刑事部に平等に分配する。

カ ある部に分配された事件が特別繁雑であるとき、その他特別の事由があるときは、刑事部各部の協議により、その事件を担当すべき部を定める。この場合、併せて、その事件を担当する部に対し、新件の分配を停止する等適宜の処置を執ることができる。上記各部間で協議が整わないときは、本庁在勤の常置委員の議によってその担当すべき部を定め、併せて、必要な適宜の処置を執るものとする。

（３）新たに分配された事件について、その部に除斥原因のある裁判官があって、裁判官の填補によらなければ合議体を構成することができないときは、その事件を次順位の部から順次他の部に分配換えし、後者が直近に分配を受けるべき新件を前者に分配する。ただし、記録の重量が１５キログラム以上の民事事件は、前記（１）のウの（エ）に準じて分配換えし、その直後に受理した記録の重量が１５キログラム以上の新件を前者に分配する。

前段の事由が後に発見され又は生じた場合の分配換えは、前段の規定に準ずるほか、受付の順序によるものとする。ただし、除斥原因のある裁判官の属する部が、裁判官の填補により合議体を構成してその事件を処理するのを相当とするときは、この限りでない。

（４）次に掲げる事件は、各種類ごとに、民事部、刑事部の区別に従って、当該部（Ａ及びイにおいては原裁判をした部、ウないしオにおいては除斥、忌避申立てをされた裁判官等又は基本事件の裁判に関与した裁判官の所属する部をいう。）以外の部に順次平等に分配する。この場合において、当該部が同種事件の新件の分配を受ける順位に当たっていたときは、その事

件の分配を受けた部が直近に分配を受けるべき同種事件の新件を当該部に分配する。

ア 最高裁判所から差戻しを受けた事件

イ 刑事訴訟法 428 条の異議申立事件（法廷等の秩序維持に関する法律に基づく異議申立事件を含む。）

ウ 除斥、忌避申立事件

エ 再審事件（民事については、民事再審事件と行政再審事件とは別の種類の事件として分配する。）

オ 再審請求の抗告事件

（５）裁判所法第 16 条第 4 号による内乱罪の第一審事件及び裁判官の分限事件は、特別部に分配する。

（６）相関連する事件、回避の認められた事件、その他特に必要があるものと認める事件については、その事件を他の部に分配換えすることができる。
この場合において、相関連する事件は、同事件の係属する部の間で協議して定めた部に、その他の事件は、受付の順序に従い、次順位の部から順次分配換えし、その分配を受けた部が直近に分配を受けるべき新件を、分配換えした事件の係属していた部に分配する。

なお、上記分配換えを要する事件の記録の重量が 15 キログラム以上の民事事件であるときは、相関連する事件は、同事件の係属する部の間で協議して定めた部に、その他の事件は、前記（１）のウの（エ）に準じて分配換えし、その直後に受理した記録の重量が 15 キログラム以上の新件を、分配換えした事件の係属していた部に分配する。

また、行政訴訟事件を分配換えした後の事件の分配の調整については、その直後に受理した行政訴訟事件の新件を、分配換えした事件の係属していた部に分配する。

さらに、相関連する事件として分配換えする事件の記録の重量が 15 キロ

グラム以上の刑事控訴事件であるときは、前記（２）のＡの規定にかかわらず、刑事部各部の協議により、その分配を受けた部が直近に分配を受けるべき５キログラム以上１５キログラム未満の否認事件３件を分配換えした事件の係属していた部に分配することができる。

上記各部間で協議が整わないときは、本庁在勤の常置委員の議によってその担当すべき部を定める。

（７）第１の１の（２）のただし書の事件については、民事部、刑事部の区別に従って、順次平等にこれを分配する。

（８）従来の係属事件は、それぞれ当該の部において処理する。新年度においては、前年度の事件分配に続けて分配し、年度更新の方法を採らない。

３ 宮崎支部の事務分配

（１）民事控訴、行政控訴、人身保護に関する事件、民事、家事及び行政事件の抗告その他民事及び行政に関する事件は、民事部に分配する。

（２）刑事控訴、刑事及び少年保護事件の抗告及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく抗告その他刑事に関する事件は、刑事部に分配する。ただし、刑事訴訟法第４２８条の異議の申立に関する事件は、民事部に分配する。

（３）民事上告提起、特別抗告提起、上告受理申立て及び許可抗告申立ての各事件は、当該事件の原裁判をした部に分配する。

（４）裁判官又は裁判所書記官に対する除斥及び忌避の申立事件は、他の部に分配する。

（５）分配された事件をその部において取り扱うことが相当でないと認められるときは、各部の協議により、これを他の部に移すことができる。

４ その他

（１）第１の１の（１）の定めにより本庁が取り扱うべき事件が支部に申し立てられたとき、又は同（２）の定めにより支部が取り扱うべき事件が他の

支部若しくは本庁に申し立てられたときは、第1の1の定めにより当該事件を取り扱うべき本庁又は支部に当該事件を回付する。

(2) 本庁に分配された事件について、支部において取り扱うことが相当であると認められるときは、常置委員会の議により、当該事件を支部に回付することができる。支部に分配された事件について、本庁又は他の支部において取り扱うことが相当であると認められるときの本庁又は他の支部への回付についても同様とする。

第2 裁判官の配置

1 本 庁

第1 民事部

裁判長	判 事	高 瀬 順 久
	判 事	澤 井 真 一
	判 事	古 川 大 吾
	判 事	高 山 慎

第2 民事部

裁判長	判 事	河 合 芳 光
	判 事	増 森 珠 美
	判 事	古 賀 英 武
	判 事	大 原 純 平

第3 民事部

裁判長	判 事	岡 部 純 子
	判 事	山 下 隼 人
	判 事	渡 邊 典 子

第4 民事部

裁判長	判 事	松 田 典 浩
	判 事	矢 崎 豊

判 事 秋 田 純

第 5 民事部

裁判長 判 事 岡 田 健

判 事 藤 井 秀 樹

判 事 武 智 舞 子

判 事 高 橋 良 徳

第 1 刑事部

裁判長 判 事 平 島 正 道

判 事 内 藤 恵美子

(兼務) 判 事 川 口 洋 平

判 事 大 友 真紀子

第 2 刑事部

裁判長 判 事 岡 部 豪

判 事 岡 崎 忠 之

判 事 川 口 洋 平

(兼務) 判 事 檀 上 信 介

第 3 刑事部

裁判長 判 事 平 塚 浩 司

(兼務) 判 事 岡 崎 忠 之

(兼務) 判 事 内 藤 恵美子

(兼務) 判 事 川 口 洋 平

(兼務) 判 事 大 友 真紀子

判 事 檀 上 信 介

特 別 部

裁判長 高等裁判所長官 小 林 宏 司

判 事 岡 田 健

判	事	高	瀬	順	久
判	事	平	島	正	道
判	事	岡	部	純	子
判	事	岡	部		豪
判	事	平	塚	浩	司
判	事	松	田	典	浩
判	事	河	合	芳	光
判	事	増	森	珠	美
判	事	岡	崎	忠	之
判	事	松	永	智	史

2 宮崎支部

民事部

裁判長	判	事	小	田	島	靖	人
(代行・填補)	判	事	小	崎	賢	司	
(代行・填補)	判	事	菅	野	昌	彦	
(代行・填補)	判	事	設	樂	大	輔	
	判	事	坂	本	隆	一	
	判	事	古	賀	大	督	
(代行・填補)	判	事	林		漢	瑛	
	判	事	内	山	香	奈	
(代行・填補)	判	事	日	高	真	悟	
(代行・填補)	判	事	金	納	達	昭	
(代行・填補)	判	事	足	立	賢	明	

刑事部

裁判長	判	事	中	田	幹	人
(代行・填補)	判	事	小	崎	賢	司

(代行・填補)	判	事	菅	野	昌	彦
(代行・填補)	判	事	設	樂	大	輔
	判	事	坂	本	隆	一
	判	事	古	賀	大	督
(代行・填補)	判	事	林		漢	瑛
	判	事	内	山	香	奈
(代行・填補)	判	事	日	高	真	悟
(代行・填補)	判	事	金	納	達	昭
(代行・填補)	判	事	足	立	賢	明

3 那覇支部

民事部

裁判長	判	事	菊	地	浩	明
(代行・填補)	判	事	西	尾	洋	介
(代行・填補)	判	事	片	瀬		亮
(代行・填補)	判	事	四	宮	知	彦
(代行・填補)	判	事	小	畑	和	彦
	判	事	小	西	圭	一
(代行・填補)	判	事	原		啓	晋
(代行・填補)	判	事	安	川	秀	方
	判	事	小	林	裕	敬
(代行・填補)	判	事	原		美	湖
	判	事	北	原	直	樹
(代行・填補)	判	事	寺	田	悠	亮
(代行・填補)	判	事	大	嶋	真理子	
(代行・填補)	判	事	山	田	悠一郎	
(代行・填補)	判	事	中	澤	崇	晶

刑事部

裁判長	判 事	菊 地 浩 明
(代行・填補)	判 事	西 尾 洋 介
(代行・填補)	判 事	片 瀬 亮
(代行・填補)	判 事	四 宮 知 彦
(代行・填補)	判 事	小 畑 和 彦
	判 事	小 西 圭 一
(代行・填補)	判 事	原 啓 晋
(代行・填補)	判 事	安 川 秀 方
	判 事	小 林 裕 敬
(代行・填補)	判 事	原 美 湖
	判 事	北 原 直 樹
(代行・填補)	判 事	寺 田 悠 亮
(代行・填補)	判 事	大 嶋 真理子
(代行・填補)	判 事	山 田 悠一郎
(代行・填補)	判 事	中 澤 崇 晶

第3 代理順序

(司法行政事務)

1 本 庁

(1) 長官に差し支えがあるときは、次の順序で代理する。

判 事 岡 田 健

判 事 岡 部 豪

(2) 部の事務を総括する者に差し支えがあるときは、当該部の上席の判事が代理する。

2 宮崎支部

(1) 支部長に差し支えがあるときは、次の者が代理する。

判 事 中 田 幹 人

- (2) 部の事務を総括する者に差し支えがあるときは、当該部の上席の判事が代理する。

3 那覇支部

- (1) 支部長に差し支えがあるときは、次の者が代理する。

判 事 小 西 圭 一

- (2) 部の事務を総括する者に差し支えがあるときは、当該部の上席の判事が代理する。

(裁判事務)

1 本 庁

- (1) 裁判長に差し支えがあるときは、当該部の上席の判事又は長官の指名する判事が代理する。
- (2) 部員に差し支えがあるときは、裁判長を除いて他の部の部員が次に定める順序に従い順次代理する。

ア 民事部

別紙第1「民事部陪席裁判官の代理順序」により、他の部の部員がこれを代理する。ただし、代理すべき部員に差し支えがあるときは、次順位の部員が代理するものとし、差し支えがあった代理すべき部員は、次回の代理の機会において代理する。

イ 刑事部

別紙第2「刑事部陪席裁判官の代理順序」により、他の部の部員がこれを代理する。ただし、代理すべき部員に差し支えがあるときは、次順位の部員が代理するものとし、差し支えがあった代理すべき部員は、次回の代理の機会において代理する。

- (3) (2) の定めによることが相当でない場合には、長官の指名する者がこれを代理する。

(4) (2) の定めにかかわらず、当日開廷する部において急に代理の必要が生じたときは、他の部員で差し支えない者がこれを代理する。

(5) 裁判長は、長官の指名により臨時に他の部の裁判長を代理することができる。

(6) 特別部においては、裁判長に差し支えがあるときは、第2に定めた当該部員がその順序で代理する。

2 支 部

裁判長又は部員に差し支えがあるときの代理については、本庁における(1)ないし(4)に準ずる。この場合において「長官」とあるは「支部長」と読み替えるものとする。

第4 開廷日割

1 本 庁

第1民事部	月	火	木
第2民事部	月	水	金
第3民事部	月	火	木
第4民事部	月	水	金
第5民事部	月	火	木
第1刑事部	月	火	金
第2刑事部	月	水	金
第3刑事部	月	木	金
特 別 部	随	時	

2 宮崎支部

民 事 部	月	水	金
刑 事 部	月	火	木

3 那覇支部

民 事 部	火	木	金
-------	---	---	---

刑 事 部 火 木 金

(別紙第1)

民 事 部 陪 席 裁 判 官 の 代 理 順 序

(令和7年度福岡高等裁判所裁判事務の分配、裁判官の配置、代理順序

及び開廷日割第3(裁判事務)の1の(2)のアによる)

1	第1民事部	古 川 大 吾
2	第3民事部	山 下 隼 人
3	第3民事部	渡 邊 典 子
4	第5民事部	武 智 舞 子
5	第5民事部	藤 井 秀 樹
6	第4民事部	矢 崎 豊
7	第1民事部	高 山 慎
8	第2民事部	増 森 珠 美
9	第2民事部	大 原 純 平
10	第1民事部	澤 井 真 一
11	第2民事部	古 賀 英 武
12	第5民事部	高 橋 良 徳
13	第4民事部	秋 田 純

(別紙第2)

刑 事 部 陪 席 裁 判 官 の 代 理 順 序

(令和7年度福岡高等裁判所裁判事務の分配、裁判官の配置、代理順序

及び開廷日割第3(裁判事務)の1の(2)のイによる)

1	第1刑事部	内 藤 恵美子
2	第2刑事部	岡 崎 忠 之
3	第1刑事部	大 友 真紀子
4	第3刑事部	檀 上 信 介
5	第2刑事部	川 口 洋 平